

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則

(医療整備課) 一五七 ページ

教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

(教職員課) 一六〇

告示

土地収用法に基づく事業の認定

(用地課) 一六〇

道路の区域変更

(道路維持課) 一六一

道路の供用開始

(同) 一六二

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂防課) 一六三

土砂災害警戒区域の指定

(同) 一六三

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 一六五

人事委員会訓令

岐阜県人事委員会鍵情報等管理規程を廃止する訓令

(人事委員会) 一六七

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 一六七

指定自立支援医療機関の指定

(保健医療課) 一六八

規則

第二千三百二十七号

平成二十四年三月九日

(金曜日)

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八号

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県医学生修学資金貸付規則(平成二十年岐阜県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「一年」を「一月」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式(第5条関係)

修学資金貸付申請書

		新規・継続の別		新・継		
貸付申請額	第1種修学資金			第2種修学資金		
	月額	円	月額	円		
	入学料相当額	円				
	授業料相当額	円				
本人	ふりがな			大学名等	所属する学年	大学 学科 年
	氏名					
	生年月日及び年齢	年	月			
	大学入学年月	年	月	卒業予定年月	年	月
	現住所及び電話番号	〒	()		携帯電話	
	帰省先住所及び電話番号	〒	()			
	メールアドレス	携帯メール： PCメール：				
添付書類	1 履歴書* 2 大学の在学証明書 3 戸籍抄本* 4 在学する大学の長又は学部長の推薦調書* 5 大学の成績証明書(大学の1年生に在学する者は、卒業した高等学校の成績証明書又はこれに準ずる証明書) 6 その他知事が必要と認めるもの *は継続貸付申請時には添付不要					
上記のとおり、岐阜県医学生修学資金の貸付けを受けたいので申請します。 年 月 日 申請者氏名 岐阜県知事 様						

上記の申請者が貸付けを受ける岐阜県医学生修学資金の返還債務については、本人と連帯して履行することを保証します。

年 月 日

岐 阜 県 知 事 様

連 帯 保 証 人	住 所		電話番号 (自 宅)	
	氏 名		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本人との 続 柄	
	住 所		電話番号 (自 宅)	
	氏 名		生年月日 及び年齢	年 月 日 (満 歳)
	職 業		本人との 続 柄	

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の岐阜県医学生修学資金貸付規則第十三条第一項の規定は、平成二十四年四月一日以後に新規に貸付けを受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に新規に貸付けを受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

教育委員会規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月九日

岐阜県教育委員会
委員長 稲本 正

岐阜県教育委員会規則第一号
学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和三十三年岐阜県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「翌年度の学級編制についての協議」を「学級編制を行ったときの届出」に、「学級編制協議書」を「学級編制届」に、「一月二十一日」を「四月十五日」に改め、同条第二項中「の変更についての協議」を「を変更したときの届出」に、「学級編制変更協議書」を「学級編制変更届」に改める。

附則第一号様在中「年度小学校・中学校学級編制協議書」を「年度小学校・中学校学級編制届」に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第五条前段の規定により、下記のとおり学級編制について協議します」を「下記のとおり学級編制を行ったので、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第五条前段の規定により届け出ます」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

告示

岐阜県告示第九十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 起業者の名称
七宗町
- 二 事業の種類
（仮称）七宗町給食センター整備事業（以下「本件事業」といふ。）
- 三 起業地
- 1 収用の部分
岐阜県加茂郡七宗町神淵子石原地内（以下「本件起業地」といふ。）
- 2 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について
申請に係る事業は、七宗町が事業主体となり、本件起業地に（仮称）七宗町給食センターを整備するものであり、法第三条第三十一号に該当すると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について
起業者は、本件事業において、既に財源措置を講じており、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について
（一）得られる公共の利益
七宗町は、第四次総合計画において、「将来を担う人材育成と生涯学習のまちづくり」を掲げ、「学校教育の充実」を図っている。そのうち、給食施設については、古くは昭和二十九年に神淵小学校に隣接して整備して以降、町内四箇所に整備しており、園児、児童及び生徒等に対して給食を提供している。
しかしながら、古い給食施設では、整備後五十年以上経過し、施設や設備が老朽化している事に加え、腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件を契機に平成九年に制定された、学校給食衛生管理の基準をどの給食施設も満たしていない状況にある。
本件事業の完成により、学校給食衛生管理の基準を満たすことができることにも、研修室や見学通路を設けることにより、食育の拠点として、学校と家庭が連携して食習慣の乱れを改善する場とすることができる。
なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で調べたところ、周辺環境に与える影響は小さいものと予測される。
したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

（二）失われる利益
起業者によると、本件起業地に文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）

による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されておらず、失われる利益は小さいと考えられる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

（三）事業計画の合理性
本件事業に係る起業地の選定について、七宗町内の三案について、社会的条件経済的条件及び技術的条件から総合的に検討した結果、本件起業地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。
したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。
以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について
（一）事業を早期に施行する必要性
3（一）で述べたように、給食施設を学校給食衛生管理の基準に適合させる必要があることから、早急に施行されるべき事業と認められる。
（二）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。
また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲は合理的であると認められる。
したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論
1から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
七宗町役場教育委員会教育課

岐阜県告示第九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 員（メートル）	備考
県道 篠原線 八百津		加茂郡八百津町南戸字峯 東二四六番一地从先から 同 郡同 町同 字湯 谷二二四二番二地先まで 加茂郡八百津町南戸字湯 山一五七〇番五地先から 同 郡同 町同 字峯 一七九番四地先まで 加茂郡八百津町南戸字湯 谷二二四二番二地先から 同 郡同 町八百津字 與太洞一〇二五番二地先 まで 加茂郡八百津町南戸字峯 東二四六番一地从先から 同 郡同 町同 字浦 山一五七〇番二地先まで	A B 前 C D	二八〇 三〇五 九〇〇 二四〇 三九〇 三〇〇 一八〇 九〇	四九〇〇 四〇〇〇 七〇〇 四三九〇 二六四〇	A、B、C及びDは関係図面に表示する敷地の区分をいう。

加茂郡八百津町南戸字峯 東二四六番一地从先から 同 郡同 町八百津字 與太洞一〇二五番一地从 先まで	後 D	一〇〇〇 一〇五〇 六七七〇	
----------------------------------------------------------------	--------	----------------------	--

岐阜県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員（メートル）	延長 員（メートル）	備考
一般 国道 二百五十六号		加茂郡白川町上佐見字女 夫洞五〇三三番一地从先 ら 同 郡同 町同 字田 ノ野五〇四六番一地从先 まで	前 後	四三〇 一四五 四三〇 二五六	一九六〇 一九六〇	

岐阜県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は他の告示の日)
一般国道	三百六十号	飛驒市河合町保木林字家ノ廻り二六番の二地先から同市同三番の二地先まで 字下巾	三	平成二四・三・九	平成二二・三・三

岐阜県告示第百一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年三月九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は他の告示の日)
大和線	美並線	郡上市八幡町有坂字堂前一八八番の二地先から同市同字大矢二	九・五	平成二四・三・九	平成二四・一・三

一番の二地先まで

岐阜県告示第百二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区 域
成山	次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示すとおりとする。) 加茂郡白川町下佐見 字清水 一五九七番一 一号 字下毛丸山 一五二〇番一 二号 一五二五番一 三号 一五九二番三 四号 字清水

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、可茂土木事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十四年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

土砂災害の発生

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	原因となる自然現象の種類
音羽5	多治見市笠原町音羽深山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
音羽7	多治見市笠原町音羽方月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上原1	多治見市笠原町上原下原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原	多治見市笠原町平園西籠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平園1	多治見市笠原町平園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
砂山	多治見市笠原町栄御茶屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
音羽6	多治見市笠原町音羽吉野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向島3	多治見市笠原町向島厩ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向島2	多治見市笠原町向島厩ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
音羽4	多治見市笠原町音羽三菱	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平園8	多治見市笠原町平園天王下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向島	多治見市笠原町向島森下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
音羽3	多治見市笠原町音羽深山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富士2	多治見市笠原町富士山畔	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富士1	多治見市笠原町富士山畔	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平園7	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜2	多治見市笠原町釜寺下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜1	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平園5	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平園4	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平園6	多治見市笠原町平園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平園3	多治見市笠原町平園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上原	多治見市笠原町上原森下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平園2	多治見市笠原町平園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向島1	多治見市笠原町向島厩ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神戸	多治見市笠原町神戸東籠	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
区域の名称	区域の所在地	区域の表示	原因となる自然現象の種類
厩ヶ洞1	多治見市笠原町向島厩ヶ洞	次の図のとおり	土石流
森下谷	多治見市笠原町向島森下	次の図のとおり	土石流
臺之田	多治見市笠原町向島雄田	次の図のとおり	土石流
三菱谷	多治見市笠原町音羽三菱	次の図のとおり	土石流
三菱	多治見市笠原町音羽三菱	次の図のとおり	土石流
富士下1	多治見市笠原町富士富士下	次の図のとおり	土石流
富士下川	多治見市笠原町富士富士下	次の図のとおり	土石流
寺下谷1	多治見市笠原町富士富士下	次の図のとおり	土石流
寺下谷2	多治見市笠原町富士富士下	次の図のとおり	土石流
寺下谷3	多治見市笠原町富士寺下	次の図のとおり	土石流
天王下	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
梅平川支川1	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
円覚洞	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
梅平川1	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
梅平川2	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
梅平川支川2	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
梅平川支川3	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
梅平川支川4	多治見市笠原町平園天王下	次の図のとおり	土石流
梅平川支川5	多治見市笠原町平園天王下	次の図のとおり	土石流
平園1	多治見市笠原町平園	次の図のとおり	土石流
平園谷1	多治見市笠原町平園	次の図のとおり	土石流
平園谷2	多治見市笠原町平園	次の図のとおり	土石流
平園谷支川	多治見市笠原町平園	次の図のとおり	土石流
梅平1	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
梅平2	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
梅平3	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
市之倉川	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
梅平4	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

吉野	多治見市笠原町音羽吉野	次の図のとおり	土石流
富士下2	多治見市笠原町富士富士下	次の図のとおり	土石流
笠原川支川3	多治見市笠原町音羽深山	次の図のとおり	土石流
笠原川支川2	多治見市笠原町音羽深山	次の図のとおり	土石流
笠原川支川1	多治見市笠原町音羽深山	次の図のとおり	土石流
梅平川支川6	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
向島谷	多治見市笠原町向島	次の図のとおり	土石流
上原1	多治見市笠原町上原平下	次の図のとおり	土石流
梅平7	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
梅平6	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
梅平5	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
平園2	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
第5梅平谷	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	土石流
深山	多治見市笠原町音羽深山	次の図のとおり	土石流
深山谷2	多治見市笠原町音羽深山	次の図のとおり	土石流
深山谷1	多治見市笠原町音羽深山	次の図のとおり	土石流
笠原川	多治見市笠原町音羽深山	次の図のとおり	土石流
方月谷	多治見市笠原町音羽方月	次の図のとおり	土石流
向島	多治見市笠原町向島厩ヶ洞	次の図のとおり	土石流
厩ヶ洞2	多治見市笠原町向島厩ヶ洞	次の図のとおり	土石流
上原川	多治見市笠原町上原森下	次の図のとおり	土石流
下原	多治見市笠原町上原下原	次の図のとおり	土石流
上原2	多治見市笠原町上原平下	次の図のとおり	土石流
平下	多治見市笠原町上原平下	次の図のとおり	土石流

岐阜県告示第百四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十四年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
神戸	多治見市笠原町神戸東竈	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向島1	多治見市笠原町向島厩ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平園2	多治見市笠原町平園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上原	多治見市笠原町上原森下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平園3	多治見市笠原町平園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平園6	多治見市笠原町平園	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平園4	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平園5	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜1	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
釜2	多治見市笠原町釜寺下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平園7	多治見市笠原町平園梅平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富士1	多治見市笠原町富士山畔	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
富士2	多治見市笠原町富士山畔	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
音羽3	多治見市笠原町音羽深山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
向島	多治見市笠原町向島森下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平園8	多治見市笠原町平園天王下	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
音羽4	多治見市笠原町音羽三菱	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

吉野

多治見市笠原町音羽吉野

次の図のとおり

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

人事委員会訓令甲

岐阜県人事委員会訓令甲第一号

事務局 一般

岐阜県人事委員会鍵情報等管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月九日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会鍵情報等管理規程を廃止する訓令

岐阜県人事委員会鍵情報等管理規程(平成十四年岐阜県人事委員会訓令甲第一号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十四年三月十日から施行する。

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十四年二月二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜あんしん見守りセンター

三代表 者の 氏 名 竹田 昌弘

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市六条片田一丁目二五番五号

五 定款に記載された目的 この法人は、高齢者や障害者に対し、あんしんして日常生活を送ることができるように成年後見人に関する事業及び福祉に関する事業を行い、高齢者、障害者の権利の擁護および福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年三月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十四年一月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人相続・遺言あんしんねっト

三代表 者の 氏 名 栗原 健治

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市鷹見町二九番地

五 定款に記載された目的 この法人は、市民が心豊かに充実した生活を送れるよう、相続・遺言・財産管理等の相談及び支援を行うことにより、人権と財産権を擁護し、社会福祉の増進に寄与

することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年二月二十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 j & j 企画
- 三 代表者の氏名 竹村 和子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県揖斐郡大野町大字黒野一六五五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、知的・精神・身体に障害を抱えた方に対して、働く場所を提供し、地域生活支援や就労継続支援に関する事業を行い、仕事を通じて共に働く喜びを感じ、地域社会の一員として自立・自己実現を目指し、社会参加に寄与することを目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十四年三月九日

岐阜県知事 古田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定期日
薬局ウヌマドラッグ	各務原市鷺沼西町二の一六五	精神通院	平成二四・三・一

（訪問看護）

名称	所在地	自立支援医療の種類	指定期日
上宝訪問看護ステーション	高山市上宝町本郷五五〇番地	精神通院	平成二四・三・一

平成二十四年三月九日発行

発行者 岐阜県

発行所 岐阜市数田南一丁目一番一

編集

各務原市テクノプラザー ー ブイ・アール・テクノセンター